

期日チェック表

項目	期限	備考
通夜	一般的に亡くなった翌日	火葬場や寺院、遺族の都合、地域の慣習などによって日程が調整されることも
死亡届の提出	7 日以内を目安	葬儀社が代行してくれることが多い。死亡届と死亡診断書は 10 枚ほどコピーを取っておくこと
死体火葬埋葬許可申請	火葬前に。死亡届の提出と同時に	葬儀後の火葬には、役所からの許可が必要
ペットの処遇	早めに	もし実家でペットを飼っていた場合、一時預かりや世話をする人、引き取りや里親探し
葬儀	5 日以内	亡くなった翌々日～5 日以内が一般的
遺言書の確認	親が亡くなったらすぐ探す	【弁護士・司法書士相談可】自筆遺言書は家裁で検認要。相続登記や遺産分割の進め方が変わるので早く
世帯主変更	死亡の事実が発生してから 14 日以内	役所の住民票や戸籍を扱う窓口 亡くなった人が世帯主だった場合
介護保険資格喪失届	死亡の事実が発生してから 14 日以内	役所の介護保険担当窓口へ提出
国民健康保険証資格喪失届	死亡の事実が発生してから 14 日以内	役所の保険・年金関連を扱う窓口へ提出
市区町村の葬祭費請求（国保）	死亡から 2 年以内	役所 国保・後期高齢者医療保険加入者が亡くなった場合 申請要 役所ごととはまとめて行うと◎
年金手続き（未支給年金・遺族年金請求）	未支給年金は相続遺産となるため 3 か月以内までに金額確認	未支給年金の請求は 5 年以内が期限。遺族年金には 5 年の時効があるので注意。窓口：年金事務所、日本年金機構
銀行預金	相続遺産となるため 3 か月以内までに残高確認	相続者が決まれば換金・解約は原則 5 年以内
証券会社	相続遺産となるため 3 か月以内までに残高確認	死亡時点評価で相続税対象。相続者が決まれば換金 or 名義変更
高額療養費	相続遺産となるため 3 か月以内までに金額確認	請求期限は診療月の翌月 1 日から 2 年以内に 窓口：協会けんぽ・健康保険組合・国保
介護保険の還付金 金額確認	相続遺産となるため 3 か月以内までに金額確認	介護保険資格喪失届を出したのちに市区町村が再計算を行い、過誤納があった場合「介護保険料還付通知書」や「過誤納金還付請求書」などの書類が郵送される
家財や骨董品、貴金属、絵画などの把握 金額確認	相続遺産となるため 3 か月以内までに金額確認	相続が決まるまで勝手に捨てたり売ったりしてはいけない
車・バイク	引き継ぐなら相続財産に含まれるため 3 か月以内までに金額確認	廃車手続きは法定期限なしだが放置すると自動車税や保険料がかかる
遺産分割協議書の作成	期限はないが相続手続きの「土台」となる	【弁護士・司法書士相談可】名義変更・換金手続きの前に作る。遺産放棄や限定承認する場合、どうするか判断した

項目	期限	備考
		後で作る
遺産放棄の申請 限定承認の申請	自己のために相続が開始したことを知った時から3か月以内	【弁護士・司法書士相談可】家庭裁判所に申立て。3か月を過ぎると、自動的に「単純承認（全部相続する）」になる
相続税の申告	相続開始から10か月以内	【税理士推奨】自分でも可能だが難易度高
借家・賃貸契約の解約	室内の物を撤去できる日を目安に解約	貸主への解約通知。契約によっては1～2か月前通知が必要
電気・ガス・水道・電話の解約や精算	法律上期限なし （早め推奨）	契約者が亡くなっても自動停止しない
埋葬料の請求（社会保険）	2年以内	在職中（健康保険協会や健康保険組合加入中）の死亡や、退職後に「任意継続被保険者」になっていた場合等に
死亡一時金請求（国民年金）	2年以内	条件を要確認（ 日本年金機構 ）
家、土地の相続登記（名義変更）	相続開始から3年以内	【司法書士推奨】違反すると10万円以下の過料の可能性。変更後に売却や処分が可能
火災保険の名義変更	相続後すみやかに	不動産の名義が変更されたらすぐに行います
保険金の請求	原則：3年以内	受取人が亡くなった人（または受取人未指定）の場合は相続財産に含まれるので注意が必要
スマートフォン解約	法律上期限なし （早め推奨）	大事なデータがあれば移してから、なるべく早めに解約
クレジットカード解約	法律上期限なし （早め推奨）	自動引き落としの設定がある公共料金やサブスクは、カード解約前に設定変更しておく
サブスク・定期購入の解約	法律上期限なし	定期的に自動で届くものをストップ
郵便物・通信サービスの整理	法定期限なし （早め推奨）	転送・解約でトラブル防止
免許証	返納の義務なし	義務は無いが悪用防止のため推奨される。警察署か免許センターへ
マイナンバーカード返納	法律上期限なし	市区町村に返納または裁断して破棄
家屋・土地の管理・固定資産税の支払い	法定期限なし （年度内の支払い）	毎年1月1日時点の所有者に課税される
不動産の売却や処分	法定期限なし	売却や処分の際には火災保険の解約も忘れずに